

# 会 議 録

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 会議の名称                 | 平成20年度<br>小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）  |
| 事務局                   | 総務部総務課情報公開係  |
| 開催日時                  | 平成20年7月23日（水） 午後6時03分～8時07分  |
| 開催場所                  | 小金井市役所第二庁舎801会議室   |
| 出席者                   | 別紙のとおり   |
| 傍聴の可否                 | <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可   |
| 傍聴者数                  | 0人   |
| 傍聴不可等の理由等             |  |
| 会議次第                  | 1 開 会<br>2 委嘱状の交付<br>3 平成20年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について<br>4 個人情報保有等届出状況の報告について<br>5 諮問事項<br>6 その他<br>7 次回の日程について |
| 会議結果                  | 別紙のとおり   |
| 発言内容・<br>発言者名（主な発言要旨） | 別紙のとおり   |
| 提出資料                  | 情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。   |
| そ の 他                 |  |

## 平成20年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成20年7月23日(水)午後6時03分～8時07分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 新委員への委嘱状交付

(2) 平成20年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(3) 個人情報保有等届出状況の報告について

①生活安定応援事業関係 ②梶野公園活用計画参加者名簿 ③市営住宅及び  
高齢者住宅業務関係

(4) 諮問事項

諮問第5号 生活安定応援事業業務委託について

諮問第6号 後期高齢者医療保険料口座振替事務委託について

諮問第7号 梶野公園活用計画業務委託について

諮問第8号 災害時要援護者情報システムの本人以外収集について

諮問第9号 災害時要援護者情報システムの外部提供について

諮問第10号 災害時要援護者情報システムについて

(5) その他

ア 小金井青年会議所との共催による「こがねい市民討議会2008」について  
(企画政策課)

イ 特定健康診査委託先の小金井市医師会のデータ入力委託について(保険年金  
課)

ウ 小金井市市営住宅及び高齢者住宅からの暴力団排除に関する取扱いについ  
て(まちづくり推進課)

エ 平成19年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

オ 次回の日程について

### 4 出席者

#### 【委員】

松 行 康 夫            恩 田 百合子            白 石            孝

新 実 信 正            西 口            守            平 沼 昌 子  
望 月            皓            山 田 和 男            横 尾 和 歌 子

【市 側】

|             |               |
|-------------|---------------|
| 稲葉市長        | 本多総務部長        |
| <地域福祉課>     |               |
| 小俣福祉保健部長    | 大津地域福祉課長      |
| 杉村地域福祉係長    |               |
| <保険年金課>     |               |
| 千葉国保給付係長    | 當麻高齢者医療係長     |
| 矢島主事        |               |
| <環境政策課>     |               |
| 石原環境政策課長    | 山本緑と公園係長      |
| <地域安全課>     |               |
| 岩崎主査        |               |
| <企画政策課>     |               |
| 伊藤企画政策課長    |               |
| <まちづくり推進課>  |               |
| 大関まちづくり推進課長 | 関根まちづくり推進課長補佐 |
| 渡邊住宅係主任     |               |
| <総務課>       |               |
| 北村総務課長      | 河野総務課長補佐      |
| 稲村情報公開係長    | 三浦総務課主査       |

【傍聴者】

0名

**【会 長】**

それでは、ただいまから平成20年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

なお本日は、御所用がありまして、仮野委員が欠席されるという申出をいただいております。

審議に入る前に、この度、恩田百合子様が小金井市消費者団体連絡協議会の推薦に基づきまして、新たに本審議会の委員として加わっていただくことになりましたので、その御報告と任命権者であります市長から委嘱の手続をよろしくお願い申し上げます。

それでは、稲葉市長、よろしくお願いいいたします。

**【市 長】**

大変お暑い中を情報公開・個人情報保護審議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。この度は、欠員になっておりました本審議会委員を恩田百合子様にお引き受けをいただきまして誠にありがとうございます。両制度の適切な運用と推進のために御協力をいただくことを、重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、委嘱をさせていただきます。

(委嘱状の交付)

**【会 長】**

それでは早速ですが、新しく委嘱を受けられました恩田委員から一言簡単にごあいさつをちょうだいいたします。

**【恩田委員】**

前任の戸張雅子さんが消団連から退会されましたので、その残任期間ということで今度お引き受けいたしました。以前に少しこちらの委員をさせていただきましたので、またいろいろなことを思い出して、皆さんと協力しながら審議に加わりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**【会 長】**

ありがとうございました。

それでは、まず、平成20年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に委員の皆様のお手元に草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【市長】**

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが8件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「災害時要援護者情報システムの本人以外収集について」、同条例第12条に基づく「災害時要援護者情報システムの外部提供について」、同条例第14条に基づく「災害時要援護者情報システムについて」、同条例第27条に基づく「生活安定応援事業業務委託について」、「後期高齢者医療保険料口座振替事務委託について」、「梶野公園活用計画業務委託について」の合計6件となっております。

細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしく願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

**【会長】**

確かに承りました。

それでは、審議に入る前に説明を受けたいと存じますが、その前に、前もって送付いたしました案件のうち、教職員人事給与システムの届出と諮問につきましては、ただいま取下げの申出がございましたので、御報告させていただきます。

それでは、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、本日の進行をしてまいりたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。今回の届出は、開始の8件でございまして、廃止・変更の届出はございません。

報告書の1ページ、部課別の明細を御覧ください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページ目はその内訳となっております。備考欄にありますように、いずれの案件につきましても、諮問事項、その他報告と関連するものでございますので、それぞれの説明の際に合わせて報告させていただきたいと思

ますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問事項に入らせていただきます。諮問書をお開きください。今回の諮問につきましては、諮問第5号から第10号までの6件となっております。1ページ目を御覧ください。

最初に、諮問第5号は「生活安定応援事業業務委託」についてで、担当課は地域福祉課でございます。この事業は、東京都が実施主体の事業ですが、小金井市がそれを受託する形で行うものです。本事業は、低所得者の生活相談等を行う相談窓口を設置することにより、生活相談、就業支援、その他就職支援事業等の関係施策の紹介など、きめ細かな支援を行い、もって低所得者の安定した生活の確保を図ることを目的とするものでございます。事業の詳細につきましては、資料として実施要綱を2ページ以降にお付けしてありますので、御参照いただきたいと思います。本件は、実施要綱第6の実施方法の(2)に基づきまして、その事務の一部を社会福祉法人、今回は小金井市社会福祉協議会に委託するための諮問でございます。委託の内容、受託者への条件、処理する個人情報の項目等は、諮問事項記載のとおりでございます。また、社会福祉協議会との委託業務の契約締結に当たっての個人情報の取扱いに関する特記事項については、5ページに資料としてありますので、御参照いただきたいと思います。

それから、個人情報保有等届出状況報告書の3ページ、届出番号17-530から17-532までの3件が本事業の実施に当たって保有する様式の個人情報の届出でございます。利用者記入カード、相談記録、就職チャレンジ支援事業利用申込書兼確認書で、保有する各個人情報の内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

**【会長】**

どうもありがとうございました。

それでは、本日は届出と諮問を一括して審議することになりますが、御意見、御質問等あればお受けいたします。いかがでしょうか。

**【白石委員】**

業務の流れについての質問ですが、諮問書の2ページに要綱がございますね。この要綱は東京都が策定した要綱だと思いますが、その中の第3の事業の対象者、この項目すべての要件を満たす方について、御本人が名乗り出て申請をしてくださいというような流れで良いのですね。要するに、市のほうで一括してこの要件

に該当する人をピックアップするのではなくて、あくまでも広報や、あるいは社協便りを通して御本人の申請に基づいて、この事業を行いますということによろしいのでしょうか。

【地域福祉課長】

委員さんのおっしゃるとおりでございます。御本人の申出により申請していただきます。

【白石委員】

ということは、何らかの形で御本人が社協の窓口に来られて、相談員の方と面接をするときに、新たな個人情報についてはこういう扱いにしますというのを、濃淡は別としても文書なり、あるいは口頭で本人に承諾を求めるなり明示をするという手続が入るということですよ。

【地域福祉課長】

おっしゃるとおりで、課税所得につきましては、社協のほうに委託する関係がございますので、御本人が課税証明書などを持参していただくようになっています。

【白石委員】

分かりました。明示をお願いいたします。

【会 長】

それでは、恩田委員、お願いします。

【恩田委員】

今、よく新聞紙上をにぎわしている生活保護の受給の問題がありますよね。生活に困窮した相談者が、例えば市役所に行くときに、いろいろと相談を受けてこちらのほうに行ったほうが良いのではないかというようなことも窓口としてあり得るのですか。その辺りの連携が少し分からないのですが。

【地域福祉課長】

地域福祉課では生活保護の窓口も担当しておりますので、連携を取りながらやっていくようになると思います。

【恩田委員】

連携というのは、社協の窓口と随時連携を取りながらという意味ですか。

【地域福祉課長】

要件がございまして、その要件に合致しない方、生活保護に該当するような方につきましては市役所に来ていただくという形で、市のほうで生活保護の申請の

相談をさせていただけるかと思えます。

【恩田委員】

どっちに行ってもいいか分からないとか、市民にとってはそういう点が全く判断できないので、どうするのかなと思ひまして質問させていただきました。

【地域福祉課長】

社協の窓口並びに地域福祉課の窓口に来られた段階で話を聴かせていただいた上で、どちらがその方に合ったサービスかというのを判断しながら対応していきたいと考えております。

【恩田委員】

よろしく申し上げます。

【会 長】

ほかにございますか。

【新実委員】

大体人数的なものは、想定されていると思うのですが、どの程度を想定しているのかお聞かせ願いたいと思ひます。

【地域福祉課長】

東京都が算出した数字から逆算させていただきまして、小金井市で約1,300人を想定しております。

【福祉保健部長】

済みません。追加説明をさせていただきますが、さきほど白石委員がおっしゃられたような手続で行いますが、説明しますと、都知事が選挙のときに都民税を低所得者については減税をするといったことから発した政策です。しかし、都民税減税というのは難しいので、とりわけ所得の低い方たちについてどうにかして正規雇用につながるような支援ができないだろうかという発想から生まれたものだとして理解しています。

それから、恩田委員がおっしゃったように、生活保護との関係が非常に大きな問題で、生活保護になるべくならないように、やはり仕事に就けない、正規の職員に就けない方についても、正規職員に雇用されるように職業訓練をやっていこうということで、市で相談窓口を設けますが、実際に就職の具体的な支援をするのは東京都の「しごとセンター」がありますし、また、その間のつなぎの生活費を貸し出すのは東京都社会福祉協議会で行います。ですから、私どもは窓口を設けさせていただいて、それをそれぞれにつなぐという役目です。



約1,300人という数字を申し上げましたが、これは、東京都が市民税の課税状況から算出した数字です。委員の質問の正確な答えになってはいませんが、実際にはやってみないと分からないところがあります。上限の所得が60万円ぐらいとかありますが、預金が何万円以下とか、土地、不動産を持っているなどいろいろな条件がありますので、それで数字を算出すると非常に不明確だということがあります。しかし、東京都は、全部で17万人というようなことを言っておりますので、そこから割り出した数字だということで御理解をいただきたいと思えます。

**【会 長】**

よろしゅうございますか。

望月委員、お願いします。

**【望月委員】**

個人情報記録の関係でちょっとお尋ねしたいのですが、この受託者に渡す個人情報記録の形態は「その他」ということで、社協に相談者が行って、個人情報が社協の方に行くわけですね。その次に受渡し方法ということでは、社協が来庁して受渡しをするということになっていきますので、その辺は同じデータを共有しているという解釈でよろしいのでしょうか。

**【福祉保健部長】**

基本的には共有ではございません、社会福祉協議会の方で持ちます。もちろん社会福祉協議会は受託者でございますから、私たちの支配下に入っていますので、私たちはいつでもそれは拝見することができるのですが、ただ同じものを二つ持つと、それは危険ということもありますから、社会福祉協議会にきちんと管理をさせるということになります。

**【望月委員】**

分かりました。

**【会 長】**

他になればこの案件を承認いたします。

それでは、次の審議事項をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは続きまして、諮問第6号は「後期高齢者医療保険料口座振替事務委託」についてで、担当課は保険年金課でございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、銀行の口座などからの引き落としもで

きるようにいたしますので、その引落業務を小金井市の指定金融機関、収納代理金融機関に委託するものでございます。委託の内容、受託者への条件、処理する個人情報項目等につきましては、諮問事項記載のとおりでございます。

資料といたしましては、8ページに委託仕様書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。説明につきましては以上でございます。

**【会長】**

ただいま、諮問第6号につきまして説明がございましたが、御意見、御質問等あればお受けいたします。

**【新実委員】**

この委託の中でおそらく前の国民健康保険の滞納があつてはいけないとか、いろいろな条件が付いていますね。この辺で、これを切り替えかえていくのには、届出をして切り替えることになると思うのですが、内容的にはだれでもできるのかどうなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

**【高齢者医療係長】**

まず、今回のこの制度につきまして、納付方法が特別徴収と普通徴収の二つに分かれております。そして、まず普通徴収の方につきましては、御本人が金融機関で口座振替の手続をしていただくと、それでも自動的に口座振替の手続は終了いたします。大体今ぐらいに手続をいたしますと、8月の納付から対象になります。続きまして、特別徴収の方ですが、こちらにつきましては、先般政府から新しい方針が出まして、当初は特別徴収の方は年金からの天引きのみが対象になっておりました。それが、例えば国保の保険料を今まで世帯主として2年間滞納せずに納めていた方については、御本人の口座から口座振替ができます。それから、あとは配偶者の方で年金収入額、総収入額が180万円に満たない方は、その配偶者の方の口座から口座引き落としをすることができます。以上でございます。

**【会長】**

ほかにございますか。

**【恩田委員】**

資料8ページ仕様書の6にデータの帰属と保管期限というのがありますが、3か月間保管するというのは、戻ってきてから3か月間ですか、それとも、処理してからですか。7ページに金融機関は受領書とともに口座振替結果MOを返還するとありますよね。3か月間というのはいつからですか。

**【高齢者医療係長】**

この件につきましては、市に戻ってきてから3か月間になります。

**【会 長】**

ほかになればこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、続きまして諮問第7号は「梶野公園活用計画業務委託」についてで、担当課は、環境政策課でございます。

現在、東小金井駅北口にあります梶野広場を、災害時の一時避難場所としての機能を持たせることを主な目的といたしまして、平成22年度に公園として整備を予定しているところでございます。整備に当たりましては、地域の皆様にとってよりよい公園づくりということから、ワークショップ形式で市民の方から開園後の維持・管理に至るまで幅広く活用計画全般について意見を聴きたいと考えているところでございます。ワークショップにつきましては、全部で5回の開催を予定しております。ワークショップの運営につきましては、参加者募集を始め、民間事業者へ委託することを予定しておりますので、今回諮問するものでございます。委託の内容、受託者への条件、処理する個人情報の項目は諮問事項記載のとおりでございます。詳細につきましては、資料として10ページ以降に仕様書等をお付けしてございますので、御参照いただきたいと思います。

お手数ですが、個人情報保有等届出状況報告書の4ページを御覧ください。届出番号39-82、梶野公園活用計画参加者名簿でございます。保有される各個人情報の内容につきましては、氏名・住所・年齢・電話番号・所属団体でございます。説明につきましては以上でございます。

**【会 長】**

ただいまの案件につきまして、御意見、御質問あればお受けいたします。

**【新実委員】**

委託先が民間事業者となっておりますが、事業者はもう内定していて、具体的な民間事業者が分かっているのか、これからなのか、その辺についてお聞かせ願いたいのですが。

**【環境政策課長】**

委託事業者につきましては、既に民間事業者へ委託しております。

**【会 長】**

ほかにございますか。

**【西口委員】**

諮問書13ページに、梶野公園ワークショップ実施要件というのがございまして、メンバー構成、人数が書かれていますが、この人数の市民の方を抽出したいということですか。それとも、15人・5人・5人というのはもう既に決まっているので、個人情報をも目的外使用させてくださいという諮問でしょうか。改めてこの15人を選ばせてくださいということですか。

**【環境政策課長】**

ワークショップの募集をかけるに当たりまして、環境政策課としての考えをまとめるためにどういった区分で定員を考えるかということで、ワークショップの実施要件の15人・5人・5人というのを想定させていただきました。市報で募集をかけましたところ、32名の方に御応募いただきまして、既に御本人の方々に、名簿に住所・氏名・年齢などが記載されることに御了解くださいということで、名簿に御自分で記入していただいているところでございます。以上でございます。

**【西口委員】**

ということは、この15・5・5というのは、合計すると25人になりますが、これよりも数として、実数としては多くなるということという理解でよろしいですか。

**【環境政策課長】**

なるべく多くの方に御参加いただきたいということで、実際我々が想定したよりも多く御参加いただいたのですが、会場の婦人会館も40人ぐらいは入ることができるということで、参加したいという方皆さんに御参加いただくということで、定員以上の方の受入れをしております。

**【会 長】**

他になければこの案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは続きまして、災害時要援護者情報システムの構築に関しまして、諮問第8号「災害時要援護者情報システムの本人以外収集について」、第9号「災害時要援護者情報システムの外部提供について」、第10号「災害時要援護者情報システムについて」を一括して説明させていただきたいと思っております。担当課は地域福

社課でございます。

災害時等の要援護者に係る情報把握・共有及び安否確認のあり方等につきましては、従前より本審議会において、御意見を広く伺い、検討を進めてきたところでございます。繰り返しになりますが、災害時要援護者情報システムの構築は、災害時に一人で避難できない、援護を必要とする要介護3以上の介護認定者等の情報をあらかじめ収集し、関係機関と情報を共有することで見守り体制の確立と緊急時の対応、避難支援プランの策定に資することを目的とするものでございます。

最初に、諮問第8号「災害時要援護者情報システムの本人以外収集について」でございます。諮問事項を御覧ください。本システム構築の第一歩として、災害時要援護者である要介護3以上の要介護認定者、それから障害1級・2級の身体障害者、愛の手帳1度・2度の知的障害者、75歳以上ひとり暮らし高齢者及び75歳以上のみ世帯の高齢者の情報を介護福祉課及び障害福祉課から収集するものでございます。

収集する個人情報の内容は、諮問事項に記載のとおりで、収集方法は介護システム、ひとり暮らし高齢者台帳及び障害福祉システムより収集することを考えております。収集に当たっての本人通知につきましては、対象者が数千人に及ぶことから審議会の御承認をいただき、省略させていただきたいと考えてございます。

続いて、諮問第9号「同システムの外部提供について」でございます。要援護者に係る情報共有のため、小金井消防署及び民生委員に要援護者の情報を外部提供するものでございます。本件の本人通知につきましても、対象者が多いこと、また、提供先は法的に守秘義務を負っていることにより省略させていただきたいと考えてございます。

そして最後に、電子計算組織に記録する個人情報に係る諮問事項といたしまして、第10号「災害時要援護者情報システムについて」でございます。個人情報の記録項目に挙げる要援護者に係る情報について、システムに記録するものでございます。システムの管理、外部提供の方法等につきましては、17ページの「小金井市災害時要援護者情報の管理等システム」を御参照いただきたいと思います。なお、本諮問に関しまして、個人情報の届出につきましては、災害時要援護者情報システムが稼働しました後に行わせていただく予定でございます。

その他の資料としまして、18ページ以降、情報の収集・情報提供の流れ、それから東京都福祉保健局、東京消防庁からの依頼等の通知、民生委員・児童委員

名簿を添付してありますので、御参照いただきたいと思います。説明につきましては以上でございます。

**【会 長】**

ただいま総務課長から、諮問第8号、第9号、第10号は、相互に関連する事項でございますので一括して御説明がありました。この3件の事項につきまして、御意見、御質問あればお受けいたします。

**【白石委員】**

これは何年も前からの懸案事項だったと思うのですよね。私個人としては、きちんと適正な手続を踏むことを経て、こういう情報を共有するなり提供するということについては、災害時に対する緊急の対応を迅速に行うということで賛成をしている立場です。

その上で、なおかつ質問したいのですが、諮問の3点については、基本的には良いと思うのです。特に民生委員の方についても、特別職の地方公務員という立場になっているはずですので、さらに今まで以上にいろいろな研修等をしていただければ良いかと思うのですが、問題は、本人以外のものからの収集、諮問第8号関連ですが、こういう形で既存のいろいろな市が保有する情報をピックアップして情報システムに乗せるというのは良いのですが、なおかつ本人なり、あるいは世帯に対して一定の通知等が必要ではないかなと思うのですね。

もちろん、例えば私はというと、私の母は85歳で今年に入って急速に認知症が進んで、本人のところに通知が届いても分からない状態ではあるのですが、それでもなおかつ家族等が一定の受け皿になることもありますので、可能な限り、やはりこういうシステムを動かしていますよと、情報を収集あるいは外部提供していますよということを本人に通知をしたほうが良いのかなと思っているので、その辺のお考えについてお伺いしたいと思います。

**【福祉保健部長】**

白石委員のおっしゃったことは、私たちも大きな悩みでございます。私どもでは、既に皆様ともいろいろ御相談させていただいているのですが、やり方としては、一つは手上げ方式、私どものほうで市民の皆様「こういうことをしたいので、御希望の方はどうぞおっしゃってください。そうすれば台帳に登録をさせていただきます。」ということ。それから、もう一つは同意方式、私たちがリストを持って、その方たちのところにお尋ねをして、いいですかと聴いて台帳を作るという方式。もう一つが関係機関共有方式です。これは実は中央政府で薦めている

方式です。私どもが御提案申し上げたとおり、個人情報保護審議会にお諮りをして、そしてとにかくデータベースを作るというやり方が挙げられてございます。私たちは3番目の方式を取らせていただきましたが、ただ御本人様が市で保有しているかどうかということを知らないで、私たちが進めるということはやはりいけないことだと思うのです。

そこで、一つは収集ができましたところで、市がこういうものを作りました、対象者はこういう方で作っています。ついては、これについてこの範囲外でも必要な方もいらっしゃるので、手上げ方式を使って、御希望の方で追加されたい方は申し出て下さいというお願いをすることと、もう一つは、このような形でこの範囲の方を登録していますが、御希望にならない方はもちろん削除の権利がありますから、削除をすることもできますのでお申し出くださいというようなお知らせをしたいなと思っています。

最終的には、やはり名簿を作るというのは、実際はこの間、審議会でも問題になったのですが、名簿は作ったけれどもよく使われていないという実情がありますので、私たちがいっているのはその後、避難支援を要する方たちをさらに絞り込み、個別の支援計画を作るところまで行きたいと思うのです。そのためには民生委員や地域の方たちの御協力をいただいて、何かあったときに複数でその人の安否確認をするとか、避難所に案内するとか、そういう流れの中で、さらに御本人様の御理解とか御家族の御協力とかを得るような形のものを作っていきたいと思っています。

繰り返しになりますが、最初は市報等で、市が行っているということをお知らせし、追加のこと、あるいは削除のことなどについてお知らせをする。さらに、それを今度は地域の方たちに御協力をいただいて個別の支援計画を作りたいというように思います。18ページに、この収集・提供の流れという形でまとめさせていただきましたが、今回は、一番大きいスペースの第一段階のところをさせていただきます。その後、第二段階、第三段階と見ていただきたいと思いますが、それについては、また審議会の皆様と御相談をさせていただきながら、また、御本人様からの手上げ方式なり同意方式を使いながら個別の支援計画に結びつけていきたい、このように考えているところでございます。

#### 【白石委員】

ちょっと再確認ですが、そうしますと、私も第一次情報提供のこの考え方で良いと思うのですが、少なくとも市報などで周知はされるという理解で良いのです

か。

**【福祉保健部長】**

はい。10月1日にこのシステムを固めたいと思っておりますが、それに合わせてまして市報でお知らせをしたいと思っております。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。

それでは新実委員、引き続きお願いします。

**【新実委員】**

内容的に非常に良いことだから、これは積極的にやってほしいなと思っておりますが、問題は、この中で消防署が入っているのですが、警察はどうですかね。それから付随的なことですが、民生委員で大分欠員がありますね。この欠員を何とかしないとうまくないかと思うので、その辺のところをお聞かせ願いたいと思っております。

**【福祉保健部長】**

警察との関係はこれから整理をしなければいけないと思っております。率直に申し上げますと、警察への情報提供については、市民の方からもいろいろな御意見があると承知をしております。やはりここは市民の皆様いろいろな御意見を賜りながら、どのようにしていったらいいかということを考えております。まず災害時に動いてくださる消防署、もし火事などがあってもそうですが、そういうのにも使っていただけるような形で対応させていただきたい。

それから2点目の民生委員の欠員でございますが、本当に悩んでいるところで、なかなかなくていただく方がいないというのは、小金井だけではなく、全国的な傾向でございます。もし民生委員になってみたいという方がいらっしゃれば御紹介を賜りたいというような率直な気持ちを持っているところでございます。民生委員さんの補充につきましては努めていきたいと思っておりますし、私たちが課長がたびたび回ってはお願いをしているのですが、今このような状況でございますので、補充に努めていきたいというように考えております。

**【新実委員】**

はい、よろしく申し上げます。

**【会 長】**

ほかにございますか。

それでは西口委員、お願いします。

**【西口委員】**



いつの基準で情報収集されるのか、情報収集の基準日を教えてくださいませんか。

**【福祉保健部長】**

基準日は、初年度については、この承認をいただいた後ということになってございますので、実際の作業等もありますから10月1日の前に、9月1日を基準日としていきたいと思っています。それ以降については、年度替わりがありますから、4月や5月で良いのかなと思っていますが、その点はこれから研究していきたいと思っています。ただ、これは年に1回の更新のつもりでいます。たびたび更新するのはちょっと厳しいところがありますので、年に1回更新をしながら、また、いつでも手上げ方式についてはお受けできるような形を取っていきたいと考えています。

**【西口委員】**

そうしますと、高齢者の場合は要介護3が基準になっていますが、非常に流動的になりますよね。お年寄りの場合には、特に病気で良くなったり悪くなったりするというのは通常よくあることですので、この辺はどのような対応を考えていらっしゃるでしょうか。

**【会 長】**

その変動部分について、担当課、お願いします。

**【福祉保健部長】**

要介護3ぐらいになりますと、あまり軽度のほうになるという可能性は少ないと思います。ただ要介護2の方が3になるケースは多いと思いますので、そこをどうカバーするか、今のところ考えが及びません。ただ、その都度名簿に入れられるかどうか、その都度新しい名簿を作って皆さんにお配りできるか、提供できるかというところも難しいところもありますので、そこは研究していきたいと思っています。災害はいつ来るか分かりませんから、できるだけ現実に合った情報で皆さんに共有するというのは、まさに個人情報保護条例の目的でもございますので、それはこれから研究していきたいと思っています。

**【会 長】**

それでは、平沼委員、お待たせしました。

**【平沼委員】**

民生委員のことにつきまして、先ほど欠員があるからというお話がございましたが、やはりここに良い方がいらっしゃるかと分かっている、受け持ちの地域というのが決まっておりますので、せっかく道を隔てて良い方がいらしても、こち

ら側では民生委員になれないとかといういろいろな決まりがございます。やはり現役の方はなかなかおできになりませんので、そうすると定年退職後すぐの方を探さなければならぬとか、お店をしていらっしゃる方とか限定されているのだらうと思います。何とか欠員のないように、どなたかなっていただけたら本当にありがたいと私も思います。

それと地域性からすると大変問題の多い地域と少ない地域とございますので、そういうのもやはりなりたいたか、なりたくないとか、御希望も出てくるのではないかと思いますので、民生委員さんを選ぶのは本当に大変だと思います。何とか欠員がないように、よろしくをお願いします。

#### 【会 長】

平沼委員から御意見がありました。地域福祉課で何かコメントすることがあれば、どうぞお願いします。

#### 【地域福祉課長】

現在御推薦をいただきまして、私どもで市内を回りまして、民生委員になられる方を探しているところでございますが、現在地域内だけではなくて、隣接したところの方でも構わないというようになってございますので、居住する皆さんから御紹介、御推薦いただいた方に対しまして民生委員さんをお願いしていくところでございます。先ほど部長も申しましたが、もし民生委員さんに適している方がおられましたら御紹介いただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

#### 【福祉保健部長】

新実委員が欠員のところでこの名簿作りをどうするかというお尋ねのときにきちんとお答えしていなくて申しわけございませんでした。

欠員の部分については、まず一つは、民生委員の市会長という方がいらっしゃいます。それからもう一つは、小金井を三つの区域に分けて、西部、北部、東部でそれぞれ会長さんがいらっしゃいますから、欠員のところについては、ひとまず会長さんにお預けをさせていただきたいと思っています。これは民生委員さんと相談をするのですが、空白地域だからといって、その名簿はだれも持たない、地域の目がいかないということではなくて、会長さんにお預けをさせていただきながら、基本的見守りをさせていただき、かつ欠員については補充するようになればいけないかと思います。

#### 【平沼委員】

先ほど御説明いただいて、地域でなくても、少しぐらい離れていても、道を隔

てただけでも対応できるというお話を伺って、何となくほっとした感じがいたします。今までですと、道を隔てているとなれないと伺っていたものですから、少し幅広く、やはり動いていただける方がいましたら、その方になっていただけたらありがたいことだと思っております。何とか欠員のないようにお願いしたいと思います。

#### 【会 長】

では平沼委員に御了解いただけたものと、そのように判断いたします。

相当この件につきましては、皆さんの御関心も高く、たくさんのお意見、御質問をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。それではこの案件を承認といたします。

それでは、本日は届出状況の報告と諮問事項、それぞれにつきまして合わせて審議を進めてまいりました。引き続き、届出状況の報告との関連を含めまして、「その他」の案件についてそれぞれ審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、総務課長から御説明お願いいたします。なお、これまでの御説明で御用が終わられた職員の方は、御退席くださって結構でございます。御苦労さまでした。

#### 【総務課長】

それでは、「その他」でございます。各詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

まず1番目、小金井青年会議所との共催による「こがねい市民討議会2008」についてで、担当課は企画政策課でございます。

市では、市制50周年の記念事業の一つといたしまして、小金井青年会議所とパートナーシップ協定を結び、「こがねい市民討議会2008」を実施する予定でございます。市民討議会は、市民がまちの課題について自由に話し合い、その声をまちづくりの参考にしようという新しい住民参加の試みでございます。

参加対象となる市民の方につきましては、住民基本台帳からの無作為抽出による選出を考えておりますので、報告させていただくものでございます。内容につきましては、企画政策課から御説明いたします。

#### 【企画政策課長】

総務課長からお話がありましたが、市民討議会と申しますのは、ドイツで1970年ごろから行われているプラーヌクスツェレというのをモデルとして、地域政策の検討方式の一つといわれています。無作為抽出をしました市民に参加案

内を送付しまして、応募者の中から一定の人にお集まりいただきまして、まちづくり等の特定の地域政策に関するテーマをワークショップ方式で議論するという手法でございます。市政にあまり参加しない方の参加を促して、いろいろな意見を市のほうにお寄せいただくという効果があると期待されております。

この市民討議の試みにつきましては、青年会議所が取り上げて実施されておりました。都内では、平成17年に千代田区で開催されたのが最初となっております。近隣では、同じく青年会議所との共同で、三鷹市で平成18年度に行われまして、その後立川市、多摩市、日野市で実施をしております。小金井市でも、今年の1月に青年会議所から申出がございまして、資料の5ページ、6ページに添付してありますが、1月30日にパートナーシップ協定を結びまして、実施するという事になっております。

その中で、5ページの2の(4)と6ページ「青年会議所の役割」の(エ)のところに、個人情報保護するという形で記載をしております。青年会議所が実質的には個人情報を収集するという事で、その収集するものにつきましては、資料3ページの参加申込書の氏名・住所・電話番号の3点になります。

具体的に、この市民討議会ですが、今年の8月23日と24日の2日間ですが、予定では参加者50人を5人ずつの10グループに分けて、それぞれテーマを決めまして議論をしていただき、発表して、最終的にどのグループの議論がよかったかという投票をし、それを報告書という形でまとめて市が参考にするということになります。グループについては、5人1組ですが、テーマが変わるごとに組替えをし、討議するという事になります。

本来ですと、青年会議所に名簿をお渡しするという事はなかなか難しいのですが、今年7月に第4次基本構想のために市民意向調査を行う日程がございましたので、そのアンケートに合わせまして、このお知らせ文を同封し、希望の方に参加申込書を書いていただいて、青年会議所に返送するという方式を取らせていただくということで実施するものでございます。既に7月15日に郵送してございまして、31日までの申込みをお願いをしております。説明につきましては以上でございます。

## 【会 長】

どうもありがとうございました。

ただいま担当課から御説明がございましたが、会長から一言申しますと、大変このような市民参加、あるいは公共私というか、我々の小金井市という公共空間、

もっと専門語でいうと公共圏と最近では、オプフェンリッヒカイトといますが、そういうところを公・共・私それぞれのセクターの間でパートナーシップ、あるいはパートナーシップの協定に基づいて公共的な意見を形成していくということで、これは討議的民主主義と呼ばれてきて、現在私どもが活動しております学術的な集会においても、こういう新しい試みの理論的な、あるいは実践を含む検討がなされているところがございます。ただいまの報告にも、三鷹市で既に平成18年度に実施した経緯があるということは、私も知っておりますが、小金井市におきましても、こういう小金井市青年会議所という団体とパートナーシップ協定に基づいて新しい試みをしたいという御提案に基づく案件かと存じております。

そういうことで、先に私が前置きを話しまして恐縮でしたが、早速何かあればお受けいたします。

#### 【平沼委員】

一番基本的なことで申し上げるのは恥ずかしいのですが、青年会議所というのは市内にあって、たしか年齢が四十幾つまででございましたでしょうか、年齢制限がございましたよね。市内で活躍していらっしゃる方々が皆様お入りになるのでしょうか、それとも一部の方だけでしょうか。どういう方が青年会議所に入られるのでしょうか。

#### 【企画政策課長】

会則は今持ってきておりませんので、詳細につきましてはお話しできないのですが。

#### 【市長】

平沼委員がいわれるように、40歳という年齢制限がございますので、40歳で卒業するということになります。市内で働いている方々、異業種の方々が集まっているいろいろな研さんを積むということで、若い人たちの奉仕団体の一つかなと思っております。これはもちろん任意でありますので、小金井の場合そんなに多くはなく、正確な数字ではありませんが、現在、会員は30人ぐらいではないかなと思っております。

#### 【会長】

日本青年会議所という大きな民間団体がございまして、それがまた地域ごとに有志が、そういう年齢制限があるにしても有志が集まりまして、企業の経営者といろいろな市民の立場から参加申出に基づいて、そういうボランティアな活動

がなされていると聞いております。

この討議的民主主義に関する試みにかかわらず、これまでもパートナーシップに関する地域行政のあり方、あるいはまちづくりというような件につきまして、非常に意欲的・先進的・自発的ないろいろ活動を展開してきていて、非常に行政部門、市民ともそこは協力してコラボレーションをやるというように私は仄聞しております。

何か御意見、御質問ありますでしょうか。西口委員、お願いします。

【西口委員】

教えていただきたいのですが、今回これを出されているのは、住民基本台帳から2,000名の無作為抽出をしたので御了解くださいということでお出しになっていらっしゃるのですか。それとも個人情報を集めたので、これを活用させていただきますという意味でお出しになっていらっしゃるのですか。

【総務課長】

住民基本台帳から抽出したということですので、その御報告ということでございます。

【西口委員】

これも教えていただきたいのですが、住民基本台帳からの抽出については、これは審議しなくてよろしいのですか。

【総務課長】

条例上諮問事項というのは明示されてございますが、その諮問事項には含まれてございませんから、こういう形で御報告をさせていただきました。

【西口委員】

それでよろしいのですね。

【総務課長】

その通りでございます。

【会 長】

ほかに何か御意見ありますでしょうか。

この件につきましては、東京都三鷹市を始め、ほかの場所でもおそらく同じような検討とか活動が下準備としてあるのではないかなと、これは確認したわけではございませんが、いずれにいたしましても討議的民主主義と学問的に呼ばれている、そういう新しい公共の意見形成の方法ではないかなと、このように私自身は研究者の立場で理解しているわけでございます。

それでは、特に御意見等ないようですので、この案件を承認いたします。

次の案件の御説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、「その他」の2番目、特定健康診査委託先の小金井市医師会のデータ入力委託についてで、担当課は保険年金課でございます。

特定健康診査につきましては、平成19年度第4回の審議会におきまして、小金井市の医師会に業務委託することについて諮問させていただき、御承認をいただいたところでございます。今回、特定健康診査結果等のデータ化等につきまして、厚生労働省の示す基準等に基づきまして、小金井市医師会と民間事業者におきまして契約が締結された旨、報告させていただくものでございます。内容につきましては、保険年金課から説明いたします。

**【国保給付係長】**

ただいま総務課長より御説明させていただきましたが、本報告は、平成19年度諮問第25号に関連しまして、小金井市国民健康保険特定健康診査結果のデータ化につきまして、小金井市医師会が民間事業者に委託したことに関しまして報告をさせていただくものでございます。

特定健診の外部委託に関しましては、その他の資料8ページを御覧いただきたいのですが、厚生労働省告示第11号におきまして具体的に定められておりまして、その中で受診結果に関する記録につきましては、8ページの右側の真ん中ぐらいになります。4の(1)に記載してありますが、「特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により作成し、保険者、すなわち小金井市に対してですが、当該記録を安全かつ速やかに提出すること。」と定められているところです。

したがって、特定健康診査の結果のデータ化につきましては、検診の委託を受けました、小金井市医師会になりますが、医師会が責任を持ってデータ化までを行い、それを電磁的方法によって私どもに安全かつ速やかに届ける義務があるということになっているものでございます。

データ化については、医師会でデータ化するという形がとればよろしいのですが、医師会ではそういう体制を持っていませんので、民間業者に委託するというような方法になったということでございます。

データ化の外部委託については、いわゆる再委託ということに当たると思いますが、それにつきましては9ページの左側を御覧いただきたいのですが、左側の

5の(5)で「保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。」と記載されておりまして、これに基づきまして、私どもと小金井市医師会の契約においては、仕様書及び業務要領を定めていますので、そちらのほうにこの告示を遵守する旨明記させていただいているところでございます。

したがいまして、その内容につきまして医師会では十分承知しているということで、次の10ページと11ページに、医師会と入力業者との間に、個人情報の取扱いに関する覚書という形で、契約書とは別に結ぶことによって、私どもとの契約の内容を踏まえて厳格な個人情報の取扱いを両者で確認するということを明記するために、このような覚書を結んだと、私どもでは理解しております。

さらに、この特定健診のデータ化に関しましては、近隣市の取扱いについて調べてみましたが、私どもで常に特定健診の事業に関しまして情報交換を行っております府中市、調布市、狛江市、三鷹市においても、やはりすべて医師会に委託をしているわけですが、データ化につきましては、やはり民間業者に委託をしていると報告を受けているところでございます。

以上のような状況から申し上げまして、小金井市国民健康保険といたしましては、小金井市医師会の健診データ化委託に関する個人情報の取扱いにつきまして、私どもとの委託契約の内容を十分に踏まえた上で厳格かつ適切に遂行されているものと判断いたしまして、この内容について理解しているということで、その御報告をさせていただくということが今回の趣旨になっております。以上でございます。

#### 【会長】

ただいま担当課から説明がございました。この案件は、ただいまの説明にございましたように、委託事務の全部又は一部を他に再委託することができるということで、若干手続が複雑になっておりますので、事務方からもその点詳しい説明があったものと、そのように承りました。

それでは、皆様方から御意見、御質問あればお受けいたします。なお、これは小金井市医師会がかかわっておりますので、山田委員から特に何か御意見があれば、専門的な立場から御意見を賜りたいと思っております。

#### 【山田委員】

私は、今はもう理事会から離れており、医師会の仕事にかかわっていませんの



で、特にございません。

【会 長】

分かりました。それでは、ほかの委員の方、何かございますか。

【新実委員】

確認ですが、結局この再委託を許可したということになるのですか、それともそれをそのまま黙って認めたということになるのか、その辺はどういうことになるのですか。市の立場を教えてくださいませんか。

【国保給付係長】

許可ということよりは、そもそも私どもと医師会との契約の中に、先ほど申し上げましたように、国が出している告示の内容を遵守してくださいという内容を入れてございます。その内容に基づきまして、医師会が再委託という形をとったわけですが、個人情報の取扱いに関しましては、先ほど御覧いただいた覚書のような形できちんと厳格に取り扱われるという内容を確認してございますので、私どもは医師会と結んだ契約の範囲の中で個人情報は取り扱われているものだと理解したということで、報告させていただいているとその辺を御理解いただければと思っております。

【新実委員】

市の方の立場としては、このことは委託をしても結構ですということになったわけですね。

【国保給付係長】

再委託については、そういう流れできちんと個人情報を厳格に扱えば認められているというように理解しておりますので、そのように考えているところでございます。

【会 長】

よろしゅうございますか。

【新実委員】

はい、いいです。

【会 長】

ほかに。西口委員、それではお願いします。

【西口委員】

今御説明があった7ページの中で、上から2つ目の丸ですが、この「平成19年度諮問第25号特定健康診査及び」と書いてある文章ですね、確認ですが、こ

のときの諮問では、再委託についてはどのように扱われていたのでしょうか。

**【総務課長】**

まず、こちらの諮問第25号の内容でございますが、特定健康診査につきましては小金井市医師会に委託すると、そして特定保健指導業務については民間事業者に委託するという内容で諮問をさせていただきました。会議録を確認させていただきましたが、特段そこについての説明というのはなかったかと思えます。ただ、先ほど担当課が説明しましたが、この事業につきましては厚生労働省からの通知がございますように、再委託を前提としての事業というように認識してございます。

**【西口委員】**

その再委託を前提とする事業であるという根拠はどこにあるのですか。

**【総務課長】**

今回資料の8ページ、こちらが平成20年の1月に出されている厚生労働省からの通知でございますが、これを基準にして以降の処理をしたわけでございます。こちらの中に、先ほど説明いたしましたとおり、9ページの5の運営等に関する基準の(5)に再委託の条項がございますので、想定としてはこういうことがあったのかなと考えてございます。

**【西口委員】**

再度整理をさせていただきたいのですが、当初諮問第25号においても、再委託をするということに関しては、原則的に認められていたということですね。

**【国保給付係長】**

その内容につきましては、再委託を特に取り上げて御論議いただいたということは、先ほど総務課長が申しあげましたようにございません。ただ、この委託をするに当たりまして、先ほどから申しあげております国からの告示等の内容を遵守していただくという内容を、契約書あるいは要領等の中に明記してございまして、その内容が、今申しあげている内容などを全部掲げてあるものになっています。したがって、つながりから申しあげますと、そこのところまでも含めて委託の内容としては提示を医師会にさせていただいています。それを当然医師会では踏まえた上で、個人情報については厳格な扱いをする、再委託をする前提かどうかというのはちょっとあれなのですけれども、再委託をする場合は、個人情報の取扱いが書かれてあることに基づいて厳格に取り扱うということ意識しまして、それで、例えば民間業者に、どうしても医師会ではそういう入力体制とかとい

うのは持っておりませんので、ゆくゆくはこれからの論議ですが、できるだけ外部に出さないような形でやっていただきたいというようなこちらの意向はありますが、今のところではそういう体制はどうしてもできませんので、専門の民間業者に委託せざるを得ないということはありません。

ですから、そういう意味では事実上再委託が前提のような形にはなったと思うのですが、それにしましても、国で出した基準がきちんと明記されて、そこを踏まえて民間業者に委託するわけですから、そのときに、では何が大事かといったら、前に申し上げましたが、健診の情報とかいろいろセンシティブな情報になりますので、その内容の取扱いに当たっては、契約書だけではなくてこういう覚書等を、改めて個人情報について厳格な取扱いをするというような形で明記して、より本当に厳格に扱うということが契約の中で、形式も含めてきちんと処理されているということになっています。ですから、私どもとしては、そういう告示とか何かの内容を踏まえてくださいといった内容を医師会がきちんと踏まえていると理解して、この内容については御報告をさせていただいております。

**【西口委員】**

技術的な問題はともかくとして、確認したいのは、今日もそうですが、委託内容に関しては再委託をしないというのが入っていますよね。この諮問第25号については、再委託はしないという条項はなかったのですかということをお聞きしているにすぎないのです。再委託はしないということが入っていなかったのですよねということです。

**【国保給付係長】**

諮問として提起した内容の中では、先ほどから申し上げていますようにまず国の法律に決まり事があって、それから内容的には管財課の契約書の中に再委託の禁止とただし書について触れられている部分があるわけです。

**【総務課長】**

申しわけございません。諮問のときには「再委託は禁止する。ただし小金井市が認めたときはその限りではない。」という内容となっております。

**【新実委員】**

ただし書きね。じゃあこれは認めなきやだめじゃないですか。答弁が認めてないって言っているし、許可もしてないって言っているのだから。

**【西口委員】**

原則的には再委託はしないが、小金井市がいろいろな状況を見たときに再委託

せざるを得ないというときには再委託をすることを妨げないというようにその諮問の中に書いてあるわけですね。そこを確認したいのですが。

【総務課長】

事前に一定の個人情報にかかる保護措置が別途とられるということで、再委託についても大丈夫ということで、今回こういう形で御報告ということでございます。申しわけございませんでした。

【会 長】

これは、大事な内容の取扱手続に関する審議でございますが、会長といたしましても、特定健康診査に該当する40歳以上の加入者がこれにかかわるわけで、非常に多数の市民の健康診査情報にかかわる取扱いで、医師会の段階というのは、医師の守秘義務というのは非常に厳格なものがございますが、それが事務処理の煩瑣のために、あるいは組織的・能率的な事務処理のために、やむを得ず民間事業者に再委託するということが当然想定されるし、国も想定した上での告示内容になっているかと思うのです。

したがって、小金井市はいわゆる特記する形で、「ただし、小金井市の認める場合においてはこの限りでない。」という、積極的ではないけれども受け身的な表現で再委託を認めているということが、今の御質問と事務方の説明とで分かったわけでございますが、そういうことが暗に大きな手続や情報処理の内容として想定され得ている、積極的か消極的にかにかかわらず想定されているわけですから、やはり再委託する場合の一つの標準的な覚書や、約款の守秘義務条項を厳格に明記した、何か標準モデルというかがみ文というか、そういうものがやはりあらかじめあって、再委託行為が委託先の医師会等の団体からあるというところまでこれは徹底しても、場合によってはやはり必要ではないかと思うのです。

医師会はまだ医師の守秘義務という非常にきつい条件で守られるわけですが、民間事業者が単なる情報処理業者であったような場合、最近いろいろな情報流出事故が、いろいろな電磁的方法による情報処理過程において多々発生して市民社会を混乱させているわけですね。したがって、できたら何かの標準モデルというか、そういうものを提示した上で、医師会にも念のために、元委託者が受託者に対して準備周到にお願いするということがあってもいいのではないかなと思うのです。精神論だけで大丈夫だろうというのは、やはり審議会としては論理上、西口委員の御質問にもあったように、少し姿勢が弱いかなというように感じたのですが、西口委員、いかがですか。

**【西口委員】**

もう1回、7ページの丸の二つ目を見ますと、諮問第25号において小金井市医師会及び民間事業者に委託することについて承認済みと書いてありますよね。ということは、これは小金井市医師会と民間事業者を同列に扱って、両者に対して情報を委託するということをこの時点で承認したと、この審議会で承認していると理解してよろしいわけですね。

**【総務課長】**

先ほど申しましたが、正確にいきますと、こちらの諮問につきましては特定健康診査、メタボの健診だと思いますが、こちらは医師会に、その他の指導業務というのは全く別のものがあるのですが、こちらは民間業者に委託するという事で諮問させていただいて、御承認を得たということです。ですから、特定健康診査の部分について民間業者にまで委託するという諮問ではございません。

**【新実委員】**

結局、たとえ国がいいといっても実際にやるのは小金井市が、小金井市の個人情報を出すわけですね。それがまた下請に行くわけですよ。ですから、そういうときには必ず確認というか許可というか、何かそういうものはきちんとしないと、ただ厚生労働省からの告示があるからこれで良いのです、十分足りていますから結構ですという話にはならないのではありませんか。

したがって、審議会で話をするとすれば、認めたとか認めないとか、許可したとか許可しないというきちんとした話になってこないと、なかなか個人情報として、実際は小金井市の個人情報なのですよ。国の個人情報なら国が言うとおりで良いですよ、しかし小金井市の個人情報なのだから、その情報が今度委託されることについて、しっかりとやっていますからと信頼するのは良いのですが、それだけではちょっと足りないような感じがするのですがね。

**【会 長】**

という御意見がありました。ほかに何か御意見ありますでしょうか。

会長から事務方、担当課もしくは総務課長に御質問申し上げますが、先ほど会長も多少気がかりな点について申し上げたのですが、何か特段のかがみ文とか、そういう契約の標準形式などについて、やはり市民の非常にプライバシーを守るという意味からも、何かそういうものができないでしょうか。医師会も高度の事務処理能力を持っていると思いますが、やはり情報の管理責任は市の本体に帰属していると思いますので、何か未然に予防的な処置ができないのか。そういう再

委託の場合の契約約款のかがみ文ですね、これでやれというのではなく、こういうものがありますというものの提示ができると我々も非常に安心してお願いできるのかなと思うのですが、いかがですか。

総務課長、お願いします。

**【総務課長】**

まず、今回医師会が民間事業者と交わっています個人情報取扱いに関する覚書でございますが、こちらの内容につきましては、おおむね、小金井市がほかの民間業者とそういった確認をするときに盛り込まれる条項というのはほとんどそのまま盛り込まれているのかなというように考えておりまして、こちらにつきましては適正なものかと判断してございます。

それから、会長がいわれたとおり、本来まず再委託というのは原則として禁止しているわけですが、市で特別にそれを認めたときにつきましては認めるわけですが、それにつきましてもどのような協定、覚書、それが確認しているかというのを、当方が取り交わす条項と照らし合わせまして、同様の担保がとれているかどうかを確認していきたいと思っております。再委託というのは前提とはしていないわけですが、そういったものを想定して用意しておくとか、確認手段をどうするかというのはまた検討させていただきたいと思っております。

そういう意味で、今後審議会に諮問させていただく際にも、そういった想定がされるものか事前に分かっていたら、必ずそれにつきましても可能性があるということで諮問させていただきたいと思っております。今回につきましては反省しております。申しわけございませんでした。

**【会 長】**

ありがとうございました。ただいま総務課長から、そういう想定される範囲内のもの、無作為の責任を問われることをやはり回避するためにも、念には念を入れて、何らかの担保を実現できるような手当をとって対応していきたいという御趣旨の御発言であったと承りました。

**【西口委員】**

済みません。しつこいようですが、この覚書にも再委託条項がついていますよね。これ、そうしますと、もう限りなく再委託が広がっていく可能性があるということですよ。一次委託、二次委託、三次委託まで来ているわけでしょう、そうすると今度はまた業者が次の業者に委託する可能性も出てしまうわけですよ。医師会は小金井から一次委託されているわけで、医師会はこの会社に二次委託し

たわけですよ。今度は、この二次委託業者は第三次委託までしているわけですよ。これは本来の個人情報保護審議会の趣旨、議決した趣旨から少し大きくずれているのではないかと、僕はそこをちょっと危惧するのですが、そこは何らかの担保があるのですか。

**【会 長】**

その件は過去の本審議会においても、この案件ではありませんが、ほかの案件で、無限に続く可能性が考えられる再委託システムというのはやはり危険であるということで、さまざまな審議会委員からの意見をちょうだいしてきたところです。したがって、二次や三次委託という無限に想定し得る再委託は、禁止条項もしくはそういう文言を、最初の委託、当市と外部団体との契約関係において、それ以降の再々委託とか、あるいは請負による部分的な、機能的な請負とか、丸投げはまさかないと思うのですが、そういうことを禁止する、あるいは、万が一そういうことが生じた場合には必ず届け出た上でするとか、そういうものは一切禁止するとか、あるいはその場合に対応したどういう守秘義務の文言による明記があるとか、そういうことが当然あってしかるべき、ただいまの御意見ではないかと、会長も聞いていて理解したわけですが、この点について、過去の経緯を含めて、総務部長ないし総務課長から御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

これはほかの案件にも通底している御質問だと思いますので。過去の審議会において、他にもこの内容を質問しておられますが。

**【西口委員】**

委託先が多くなれば情報流出の可能性も大になるわけですよ。どういうリスクマネジメントなさっているのかというのを聞きたいです。

**【会 長】**

今会長が説明した案件について、どういう対応をとられるのか、とってきたのか、何か明確な担保につながる発言を欲しいのですが。

**【総務課長】**

この事案は別といたしまして、先ほど申しましたとおり、基本的には再委託につきましても市の許可が要るということでございますので、再々委託というのは前提にしていなくてございますが、もしそういう事態があるのであれば、趣旨は同じでございますので、必ずそれについては市の同意があるということになりますので、基本的にそれはないのかなというように考えてございます。

今回の特定健診につきましては、12ページに担当課から説明を聞いている業務フローがございまして、結局データセンターというところが医師会からのデータを集中管理するという形になっていると聞いてございます。そこで、西口委員がおっしゃいますように再受託先とデータセンター、契約上でいくと再々委託になるのかなと思うのですが、こちらについて個人情報保護条例上の担保をどのようにとるかという点につきましては、基本的には厚生労働大臣の告示と、ここで取り交わした覚書と同様のものをとるのかなというように考えてございます。ただシステム的に、再受託先では最終的なデータ処理をするデータセンターまでトータルで管理するというのが今回のシステムという認識でございます。

【会 長】

では、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】

市では、いろいろな委託契約をする業務の関係については管財課が所管しています。その中で、業務の内容によっては再委託という形で契約を締結することもあります。しかしながら、個人情報の関係、その辺の取扱いについては、先ほども総務課長が言いましたように再委託等の禁止ということであって、今回のようなケースについては、または制限ということで、医師会ができないときに再委託先ではきちんと個人情報が守られるような覚書でというところで、限定的に、制限という形で、また、個人情報保護条例でも原則は禁止ですが、制限のところでは一定再委託もできるというスタンスに立っていますので、個人情報を扱うことにつきましては慎重に、原則は再委託禁止というようなスタンスで考えていきたいと思っております。今回については、諮問するやり方が丁寧にやらなかったということが少しあったのかなと感じています。

【会 長】

西口委員、どうですか。

【西口委員】

結構でございます。市民の大事な情報でございますので、十分御配慮いただければと思います。

【会 長】

では、今日この件、理論上想定し得る範囲においてかなり深掘りして、あり得ないことだとは思いますが、委託を繰り返すことによる一般的な漏えいの危機の確率を限りなくゼロにするために、確認が少し込み入った、細かな議論をさせて



いただいたものと判断いたします。

くれぐれも健康情報でございますので、医師会を御信頼申し上げるとともに、やむを得ない再委託業務が生じた場合には、くれぐれも慎重かつ確実な手続を「見える」というか、可視化して取り扱っていただけたら、それが現在考えられるよりよき方法なのかなというように、ただいまの審議を通して会長も理解した次第です。

それでは、ただいまの議論がございましたが、ほかに意見がございませんので、この案件を承認といたします。どうもありがとうございました。

次の案件に移らせていただきます。

#### 【総務課長】

それでは、その他の3点目でございます。「小金井市市営住宅及び高齢者住宅からの暴力団排除に関する取扱いについて」で、担当課はまちづくり推進課でございます。

平成20年第2回小金井市議会定例会におきまして、小金井市市営住宅条例及び高齢者住宅条例につきまして、安全な住環境の確保を目的といたしまして、暴力団の入居制限についての条項を盛り込む改正条例案が可決されてございます。条例改正の内容につきましては、主に入居資格者に暴力団でないことを明記した上で、入居決定の際、あるいは特に必要と認められるときに、当該者が暴力団員であるか否かを警視庁に照会できる旨の規定が設置されてございます。

お手数ですが、個人情報保有等届出状況報告書の4ページの23-14から23-17までの4件でございます。23-14は、警視庁への意見照会のデータ、23-15は市営住宅等からの暴力団排除に関する回答書、23-16は暴力団員非該当者の記録、23-17は高齢者住宅同居承認申請書です。保有する個人情報の内容等は各記載のとおりで、制度の内容等につきましては、まちづくり推進課から説明させていただきます。

#### 【まちづくり推進課長補佐】

それでは、概要を説明させていただきます。

平成19年4月に町田市の都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生いたしました。これを受けまして、公営住宅における暴力団員の違法行為等について調査した結果、各地で暴力団員による違法行為等が多数発生していることが判明いたしました。このことから、東京都市町村公営住宅連絡協議会において、公営住宅からの暴力団を排除するための条例改正について示された関

係で、小金井市においても同様に条例改正手続をとったものでございます。東京都及び他の各地においても同様の条例改正を行っております。

なお、東京都都営住宅条例は改正済みでございまして、26市の状況ですが、平成20年6月時点では、改正済み5市、改正予定13市、予定なし8市となっております。

次に、高齢者住宅条例及び市営住宅条例の一部改正についての要旨を御説明させていただきます。お手元の資料の18ページ、新旧対照表を御覧ください。

初めに、高齢者住宅条例でございまして。入居者の資格は、第6条第6号に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。」を追加しております。同居の承認につきましては、第12条第2項に、「新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは同居の承認をしてはならない。」を追加しております。入居の承継につきましては、第13条第2項に「引き続き居住を希望する者が暴力団員であるときは、入居の承認をしてはならない。」を追加しております。住宅の明渡請求ですが、第32条第6号に「暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）」を追加しております。入居の決定等に関する意見聴取につきましては、第35条に「市長が必要であると認めるときは、上記に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。」を追加しております。市長への意見では、第36条に「警視総監は、市長に対し、意見を述べることができる。」を追加しております。

市営住宅につきましても、改正内容は高齢者住宅と同様となっております。

次に、23ページを御覧ください。暴力団排除に関する合意書案でございまして。本合意書は、市営住宅及び高齢者住宅から暴力団員を排除するために、小金井市と警視庁の連携・協力するためのものでございます。合意書には、「意見の聴取と市長への意見について」、「適正な情報管理」として、小金井市個人情報保護条例を遵守する旨及び警視庁は東京都個人情報保護条例を遵守する旨、そして「警察官の支援について」で、暴力団員を排除する上で必要に応じて小金井警察署に支援要請ができる旨を記載しております。

以上のような内容で、合意書の締結を予定しております。なお、意見照会の方法につきましては、市職員がフロッピーディスクを警視庁へ持参の後、また持ち帰ることになっており、基本的にデータについては警視庁の内部でコピー不可の旨、要旨の中で定めているところでございます。

次に、25ページを御覧ください。暴力団排除に関する事務取扱基準案でござ

います。事務取扱基準は、合意書について必要な事項を定めたものですが、主に市から警視庁への意見照会について、どのような場合に照会するかを定めるものがございます。次のようなケースを考えております。ただし、いずれの場合においても、乳幼児、高齢者等については意見聴取しないことができることとしております。

資格審査における意見聴取ですが、これは新規入居者のケースでありまして、募集パンフレットに記載する資格要件に暴力団員でないこと等の記載を行い、また、申請書においても、暴力団員であるか否かの該当の有無を確認するため、警視庁へ意見照会をする旨について記載を行います。この場合の意見照会は、本人の同意に基づき行うこととなります。

次に同居承認及び入居の承継承認審査における意見聴取ですが、同居承認については、新たに同居を希望する旨について意見聴取を行うこととしております。入居承継につきましては、入居者の変更を伴うものであることから、新規入居者と同様の扱いとし、同居者を含め意見照会を行うこととしております。なお同居承認及び入居承継ともに本人同意により行うこととします。

既存入居者における意見聴取ですが、既存入居者の意見聴取については、特に慎重に行うこととして、暴力団員であることが疑われる者を出入りさせている住宅の入居者又は市職員もしくは他の入居者をどう喝する行為もしくはこれに類する行為を行った入居者を対象といたしました。また、市が意見照会をしない場合であっても、警視庁で市営住宅等に暴力団員が入居していることを把握している場合は、市に対して情報提供を行うこととなっております。

説明につきましては以上でございます。

個人情報の取扱いについて委員の皆様から広く意見を伺いたく、また、特に高齢者住宅条例第35条、市営住宅条例第53条において、市長が特に必要と認めるときに警視庁に意見を照会する旨の規定を設けているわけですが、その取扱いにつきましてより慎重な判断が必要と考え、今後の運用に当たり参考にさせていただきたく、御意見をちょうだいできればと考えております。よろしく願いいたします。以上でございます。

#### 【会 長】

ただいまの案件は、個人情報保有等届出状況の報告との関連で、ただいま事務方から説明がありました内容について審議をいたしております。

それでは早速、御意見、御質問等あればお受けいたします。

**【望月委員】**

参考に伺いたいのですが、この法律第77号の第2条第6号に規定する暴力団員と定義がありますが、その条文というか、どういう人を暴力団というように定義されているのか参考までに知りたいのですが。

**【まちづくり推進課長補佐】**

暴力団員による不当な行為の防止に関する法律ということで、先ほど申しました第2条6「暴力団員は暴力団の構成員をいう。」となっているのですが、定義としてはそれしかないですね。

暴力団とは、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的に違法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」とうたわれております。その中の構成員を暴力団員というということで、暴力団員であるか否かは警視庁が判断するところとなります。

**【望月委員】**

組織的な組織暴力団と、全くそうでない、よく言われる暴力団とがあるかと思うのですが、そういうことについては特にここでは問うてなくて、要するに暴力行為が周りの人に及ぶような者についてはいろいろな条件があって、警察との連絡体制になるという解釈で良いのでしょうか。

**【総務課長】**

厳密に暴力団の定義はございまして、それにつきましては警視庁が認めたものだけでございますので、そこは警視庁が暴力団、そして暴力団構成員として把握している情報についてということですから、それだけが対象になります。

**【会 長】**

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

白石委員、お願いします。

**【白石委員】**

その他の資料の27ページのところで、6月17日におそらく市議会の建設環境委員会で御審議されたというのが既に前提としてあると思うのですが、そこでも一定のやりとりが議員からも出されていると思います。今の御説明で危惧するのは、27、28ページの照会フローを見て、要するにボーダーにいるような方がこういう形で公営住宅から排除されてしまうというようなことになると、これはある意味では人権侵害になるのではないのでしょうか。どのような方が暴力団の範囲に入るのか入らないのか、私はよく承知していませんが、ボーダーにいるよ

うな方が排除されてしまうとなると、やはりそこは人権との兼ね合いの問題が出るのかなと思うので、ここの定義の部分はやはりかなりきちんとされたほうがよいと思うし、おそらく議会でもそういう議論をされたのではないかと思うので、その辺のところも含めてもう一度説明をしていただきたいと思います。

**【まちづくり推進課長補佐】**

暴力団員ということだけで、その他は市では判断しておりません。暴力団員であるということは警視庁が把握しているということですので、その方が何をされているかというのは分かりませんが、暴力団員であるということによって判断された場合には公営住宅から退居していただきたい旨の説明をしていくこととなります。以上です。

**【白石委員】**

あくまでも判断自体は警視庁でやるということですね、警視庁にいわばゆだねるとのことですね。

**【まちづくり推進課長補佐】**

判断は警視庁が行っております。

**【会 長】**

だからボーダーも含めて、あくまでも警視庁の判断に準拠してということですかね。

**【白石委員】**

準拠というか、もうそのものでは。

**【会 長】**

それでは、ほかに御意見、御質問ないようですので、この案件を承認いたします。ただいま、届出状況の報告と「その他」の審議を兼ねて承認いたしました。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

「平成19年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」でございます。平成19年度版につきましては、お手元に配布させていただいているかと思っておりますので、後ほど御覧いただければと思います。以上でございます。

**【会 長】**

ただいまの案件につきましては、お手元にあります文書をもって説明に代えさせていただきますということで、各委員におかれましては、これをお読みいただきたいと思います。

それでは、この案件を承認いたします。

それでは、本日の個人情報保有等届出状況報告を含む各諮問事項など、これらすべてについて承認をすることを確認いたします。

最後に、次回の日程についてお諮りいたしたいと存じます。

次回の日程に関しましては、当市役所の会議場の制約もあり、10月29日水曜日の午後6時に開催させていただくということで、御多用中とは存じ上げますが、何とぞ御出席のほどお願い申し上げます。

本日は猛暑の中を貴重な時間を空けていただき、小金井市のためにいろいろ有益な御意見、御質問をちょうだいいたしまして、大変ありがとうございました。本日はこれをもちまして閉会といたします。